

令和 7 年 3 月 19 日

告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内に所在する私立保育所、私立認定こども園及び小規模保育事業所（以下「私立保育所等」という。）における保育ニーズに対応するため、市内に所在する私立保育所等で一定期間勤務した保育士等に対し、予算の範囲内において、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、保育士等の人材確保及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（第 3 条第 3 号において「保育所」という。）のうち、私立のものをいう。
- (2) 私立認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。第 4 号において「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（次条第 3 号において「認定こども園」という。）のうち、私立のものをいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 保育士等 法第 18 条の 4 に規定する保育士及び認定こども園法第 14 条第 10 項に規定する保育教諭をいう。

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する私立保育所等で、令和 7 年 4 月 1 日以後、新たに保育士等として勤務を開始したもの。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 施設長等、通常の保育業務に従事しない者
 - イ 同一法人内での異動により市内に所在する私立保育所等で勤務を開始した者
 - ウ 勤務開始後、24 箇月を経過した者
 - エ 新規に市内で開園する私立保育所等で、開園年度に勤務を開始した者
- (2) 1 箇月につき 120 時間以上の勤務を要する者として雇用されているものであること。
- (3) 新たに保育士等として勤務を開始した年度の前年度に市内に所在する保育所等（保育所、認定こども園及び小規模保育事業所をいう。）において、保育士等としての勤務経験を有するものでないこと。ただし、次に掲げる者であったものを除く。
 - ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条の労働者派遣契約に基づき派遣された労働者

イ パートタイム労働者（前号に規定する勤務時間以外の勤務時間で雇用された者をいう。）

- (4) 過去に給付金の支給を受けていない者であること（連続した雇用に基づく給付金の支給を除く。）。

（雇用継続期間及び給付金の額）

第4条 給付金は、次の各号に定めるところにより、当該支給対象者の当該年度に達する保育士等としての雇用開始日からの雇用（前条第1号に該当する雇用に限る。）の継続期間（以下「雇用継続期間」という。）に応じて支給するものとする。

(1) 給付金の額 別表に定める額

(2) 給付金の総額 100,000円以内

2 雇用継続期間は、当該雇用が継続していた場合であっても、次に掲げる事由（業務に従事することができない期間が1箇月以上にわたる場合に限る。）により業務に従事することができなくなった日にその算定を中断するものとし、当該事由がなくなったことにより復職することとなった日にその算定を再開するものとする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後休業

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。次号において「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業

(3) 育児介護休業法第2条第2号に規定する介護休業

(4) 前3号に掲げるもののほか、疾病、負傷その他やむを得ないと市長が認める事由

3 前項の規定は、当該支給対象者の勤務時間が前条第2号の勤務時間に該当しなくなった場合の雇用継続期間の算定について準用する。

（受給資格認定の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（次条及び様式第4号において「申請者」という。）は、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを勤務する私立保育所等を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 雇用に関する証明書（様式第2号）

(2) 保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（受給資格の認定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、給付金の受給資格認定の可否を決定し、その旨を野洲市新規採用保育士等就職定着給付金受給資格認定可否決定通知書（様式第3号）により、当該申請者が勤務する私立保育所等を経由して速やかに当該申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 前条の規定により受給資格を認定する旨の決定（以下「支給認定」という。）を受けた者（以

下「被認定者」という。)は、市が指定する期日に、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給申請書兼請求書(様式第4号)に勤務実績を証明する書類(様式第5号)を添えて、これを勤務する私立保育所等を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給決定通知書(様式第6号)により支給額を当該勤務する私立保育所等を経由して当該被認定者に通知するとともに、速やかに当該被認定者に給付金を支給するものとする。

(変更等の届出)

第8条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を野洲市新規採用保育士等就職定着給付金状況変更届(様式第7号)によりその勤務する私立保育所等を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更が生じる場合
- (2) 勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の市内に所在する私立保育所等に異動する場合
- (3) 勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の私立保育所等以外の事業場に異動する場合
- (4) 勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の市外に所在する私立保育所等に異動する場合
- (5) 第4条第2項に規定する事由に該当して業務に従事することができなくなる場合
- (6) 前号の事由がなくなったことにより復職する場合
- (7) 勤務時間が第3条第2号の規定に該当しなくなった場合
- (8) 前号の場合において、勤務時間が第3条第2号の規定に該当することとなった場合
- (9) 保育業務に従事しなくなった場合
- (10) 市内に所在する私立保育所等を退職する場合
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、支給対象者でなくなった場合

(支給認定の取消し)

第9条 市長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(給付金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給認定を取り消した場合において、既に支給済みの給付金があるときは、当該被認定者に対し、支給済みの給付金の額について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の給付金から適用する。

別表（第4条関係）

支給対象者の区分	給付金の額
雇用継続期間が6箇月を経過した支給対象者	50,000円
雇用継続期間が12箇月を経過した支給対象者	50,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

野洲市新規採用保育士等就職定着給付金受給資格認定申請書

年 月 日

野洲市長 様

住 所
氏 名
電話番号

野洲市新規採用保育士等就職定着給付金の交付を受けたいので、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

生年月日	年 月 日	採用年月日	年 月 日
採用法人名			
勤務施設名			
職歴・学歴 (※)	年月日	勤務施設名・学校名	勤務体系
	年 月 日まで		
添付書類	1 雇用に関する証明書（様式第 2 号） 2 保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し 3 その他（ ）		
以下の内容を確認して□にチェックを入れてください ☐ 野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 3 条第 1 号に該当します。 ☐ 野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 3 条第 2 号に該当します。 ☐ 野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 3 条第 3 号に該当します。 ☐ 野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 3 条第 4 号に該当します。			

(※) 現在の勤務施設を除く、直近の職歴を記入してください。職歴がない方は、最終学歴を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

雇用に関する証明書

年 月 日

野洲市長 様

証明者 所在地
名 称
代表者

本施設職員が、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金受給資格認定申請書を提出するに当たり、当該職員の雇用の状況について下記のとおり証明します。

記

職員名	ふりがな	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	
採 用 年 月 日	年 月 日	
勤 務 施 設 名		
勤務施設所在地	野洲市	
常勤・非常勤の別	常勤 ・ 非常勤	
勤務日数・勤務時間数		
職 務 内 容		

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

野洲市長



野洲市新規採用保育士等就職定着給付金受給資格認定可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野洲市新規採用保育士等就職定着給付金の受給資格認定については、下記のとおり決定したので、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

1 給付金支給資格認定の可否	可 ・ 否
2 給付金支給対象となる雇用継続期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 給付金交付予定額	円
4 備考	

様式第4号（第7条関係）

野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

野洲市長 様

住 所
氏 名
電話番号

年度野洲市新規採用保育士等就職定着給付金について、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、支給することと決定した場合は、支給決定された給付金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

交 付 申 請 額	円									
支 給 対 象 区 分	☐ 雇用継続期間 6 箇月経過 ☐ 雇用継続期間 12 箇月経過									
勤 務 施 設 名										
勤務施設所在地	野洲市									
振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合					支店				
	1 普通 2 当座					口座番号				
	郵便局	通帳記号				通帳番号				
	口座名義 ※申請者と同一		(フリガナ)							
添 付 書 類	勤務実績を証明する書類（様式第5号）									

様式第5号（第7条関係）

勤務実績を証明する書類

年 月 日

野洲市長 様

証明者 所在地
名 称
代表者

本施設に勤務する職員について、勤務実績を下記のとおり証明します。

記

職 員 氏 名	
勤 務 施 設 名	
勤務施設所在地	野洲市
勤務日数・勤務時間数	
職 務 内 容	
給付金支給対象となる雇用継続期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

野洲市長



野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった給付金の支給については、次のとおり決定したので、野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

給付金支給決定額	円
----------	---

様式第7号（第8条関係）

野洲市新規採用保育士等就職定着給付金状況変更届

年 月 日

野洲市長 様

住 所
氏 名
電話番号

野洲市新規採用保育士等就職定着給付金支給要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事 由	☐ ① 氏名、住所変更 ☐ ② 勤務場所変更 ☐ ③ 産前産後休業、育児休業 ☐ ④ 産前産後休業、育児休業 又は介護休業等の取得 又は及び介護休業等からの 復職 ☐ ⑤ 勤務日数・時間数の変更 ☐ ⑥ 保育業務に従事しなくな った ☐ ⑦ 退職 ☐ ⑧ その他（ ）
上記事由の発生日	年 月 日
変 更 内 容 （事由①、②、⑤、 ⑥、⑧に該当する場 合） ※事由③は、変更後の 欄に取得期間を記載 すること。	(変更前) (変更後)
備 考	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)